

平成30年度学校給食運営計画

本庄上里学校給食組合
本庄上里学校給食組合教育委員会

1. 基本的な考え方

学校給食運営計画は、「学校給食基本計画（平成27年度～平成31年度）」及び「学校給食基本計画実施計画（平成30・31年度）」に基づいて、平成30年度における本庄上里学校給食センターの運営について定めるものです。

2. 重点的な取り組みについて

当センターの基本理念「食を通して子供たちの心身の健全な育成を図る」のもと、「安全でおいしい学校給食」を提供する環境づくりを行ってまいります。

〈平成30年度重点施策〉

（1）衛生管理の徹底

○文部科学省で定めた「学校給食衛生管理基準」及び本庄上里学校給食組合教育委員会、本庄市・上里町両教育委員会で定めた「学校給食における危機管理マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底を図ります。

（2）給食食材の安全の確保と地産地消の推進

○年間献立の確立により、埼玉ひびきの農業協同組合等との連携を強化し、新鮮な地場産野菜を積極的に使用します。

○給食の細菌検査及び放射能検査を定期的を実施し、食材の安全確保に努めます。

（3）アレルギー対応給食の充実

○本庄上里学校給食組合教育委員会策定の「食物アレルギー対応給食実施基準」に基づき、適切にアレルギー対応給食を提供します。

○新入児童の対応給食開始時期を従来の5月から4月に変更します。

○対応アレルゲンの拡充について検討します。

（4）給食完食の推進

○献立メニューの工夫や食に関する指導を通して、給食の食べ残しを減らす取り組みを行います。

（5）給食センターの活動や機能など情報の発信

○「給食だより」やホームページ等を活用した情報の発信を行います。

○小・中学校等の校外学習やPTA、住民による給食試食会や施設見学会を通じて情報の発信を行います。

○本庄市、上里町と締結した災害時応援協定を実施するための訓練（米飯炊き出し

訓練)を住民と連携し行うことにより、情報の発信を行います。

(6) 学校給食費の未納防止

○本庄上里学校給食組合教育委員会が策定した「学校給食費未納防止徴収マニュアル」に基づき、学校と連携を強化し、未納防止に取り組みます。

3. 学校給食運営基準について

(1) 給食センターの年間稼働日数及び各学校における年間給食日数について

平成30年度の給食日数：191日

※年間給食日数の上限は191日となります。

下記の稼働日数から、給食を提供しない日(除外日)を、各学校の行事日等(校外学習、卒業式、運動会(振替日)等)にあわせ、7日間設定します。

平成30年度の稼働日数：198日

第1学期：平成30年 4月11日(水)～平成30年 7月19日(木)

4月	5月	6月	7月	計
13日	21日	21日	13日	68日

※小学校第1学年の第1学期の給食開始は、4月16日(月)からとなります。

第2学期：平成30年 8月28日(火)～平成30年12月20日(木)

8月	9月	10月	11月	12月	計
4日	18日	22日	20日	14日	78日

第3学期：平成31年 1月 8日(火)～平成31年 3月25日(月)

1月	2月	3月		計
17日	19日	16日		52日

※中学校第3学年の3月の給食は、1日(金)～14日(木)までとなります。

(2) 学校給食費実費徴収金について

過去5年間の給食提供実績及び食材費の推移を考慮しながら、平成30年度の給食日数をもとに、給食の食材費の年間総額を試算したところ、平成30年度の年額給食費については、平成29年度の年額給食費を据え置くこととします。

①年額給食費と月額給食費

小学校 児童、教職員及び給食センター職員

年額 42,990円 ・ 月額 3,900円 (4月分のみ 3,990円)

中学校 生徒、教職員

年額 53,170円 ・ 月額 4,800円 (4月分のみ 5,170円)

②月額給食費の特例

(牛乳のみ飲用する者)

小学校 児童、教職員及び給食センター職員

月額 900円 (4月分のみ 980円)

中学校 生徒、教職員

月額 1,000円 (4月分のみ 960円)

③給食費納入期限

平成30年度の給食費納入期限は下記のとおりとします。

4月分	4月27日	8・9月分	9月28日	1月分	1月31日
5月分	5月31日	10月分	10月31日	2月分	2月28日
6月分	6月29日	11月分	11月30日	3月分	3月29日
7月分	7月31日	12月分	12月28日		

④日割計算と日額給食費

○日割計算

- 児童・生徒の転入、転出等の場合は、転入・転出日より給食回数を計算し、日割計算します。
- 病気その他を事由とする場合は、給食センターが給食を停止できた日から起算して連続5日以上に及んだ場合、その日数分を日割計算します。
- 中学校第3学年の3月分について、日割計算します。
- 教育実習生等の場合、給食回数を計算し、日割計算します。

○日額給食費

小学校 児童、教職員及び給食センター職員 日額 225円

中学校 生徒、教職員 日額 275円

⑤日額給食費の特例

(牛乳のみ飲用する者)

小学校 児童、教職員及び給食センター職員 日額 52円

中学校 生徒、教職員 日額 57円

⑥管内転校の特例

原則として、転校先の学校での給食費の徴収・納入となります。

ただし、関係学校間の協議により、転校前の学校が徴収することもできます。

⑦学級閉鎖及び学校閉鎖時の取扱い

学級閉鎖及び学校閉鎖等の突発的な給食の停止についても給食費の徴収はさせていただきます。

ただし、閉鎖期間が長期に及ぶ場合は、「日割計算」の規定を適用できる場合があります。

4. 学校給食運営計画の変更について

給食費・給食日数等の計画を変更する場合は、教育委員会においてその都度協議いたします。